## 新訂逐条解説

# 墓地、埋葬等に関する法律

第3版

生活衛生法規研究会 監修



A5判·385頁 定価 本体3.800円+税

「墓地、埋葬等に関する法律」を条文ごとにわかり やすく解説。運用上の留意点を把握するための 関係法令や通知、判例等も収録。

条ごとに関係する通知がわかる【通知索引】に加え、 キーワードで探せる【事項索引】を登載。

### 本書の特色

- ■「墓地、埋葬等に関する法律」唯一の逐条解説
  - 条文単位の解説に「注」「参考」として関連する本法施行規則、関係法令、関係通知、様式、 判例等が随所に盛込まれた、運用上の留意点を把握するために欠かせない一冊。
- 前回版 (平成24年発刊) から待望の最新版
  - 一 今改訂では、大規模震災やパンデミックへの対応に関する通知を追加し、統計資料も刷新した。また、墓地埋葬や散骨等の住民の意識を把握するための統計資料として「墓地埋葬等に関する住民の意識調査」(抄録)を追加。



#### 第2章 埋葬, 火葬及び改葬

#### [24時間内埋葬又は火葬の禁止]

第3条 埋葬又は火葬は、他の法令に別役の定があるものを除く 外、死亡又は死産後24時間を経過した後でなければ、これを行っ てはならない。但し、妊娠7箇月に満たない死産のときは、この 限りでない。

#### (解 説)

1 本条は、死の判定を受けた者の蘇生する可能性が全くないことを確認するため、24時間内の埋葬又は火葬を禁止する規定である。

本条は死亡の判定から時を移さずに埋葬又は火葬を行った場合に人為に よる死が生ずることのないよう万全の配慮を行うべきこと等から,死亡 (医師が死亡診断書又は死体検案書に記載した時刻) 後24時間内の埋葬又 は火蕃を禁ずることとしたものである。

2 「他の法令に別段の定があるもの」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第30条の規定を示す。なお、船員法(昭和22年法律第100号)においては、同法第15条の規定により水業が認められているが、この場合においても同法施行規則第4条に同級旨の規定がある。

24時間以内の埋葬又は火葬の禁止の原則は、感染症のまん延を防止する 観点から不都合な場合もあるため、本条においては、感染症対策上の必要 性等から24時間以内に埋葬又は火葬することが積極的に要請される場合を 想定している。

#### [注]

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (死体の移動制限等)

17

第2章 埋葬,火葬及び改葬/第4条

くは科料に処せられることとなる (第21条の解説参照)。

#### [墓地外の埋葬又は火葬場外の火葬の禁止]

第4条 埋葬又は焼骨の埋蔵は, 墓地以外の区域に, これを行つて はならない。

2 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。

#### (解 説

- 1 本条は, 驀地外の埋葬又は焼骨の埋蔵及び火葬場外の火葬を禁止し, 公 衆衛生の確保と国民の宗教的感情の尊重を図る規定である。
- 2 墓地以外の区域に死体を埋葬又は焼骨を埋蔵する行為は、本条に違反するとともにその行為の態様によっては刑法第190条の死体遺棄罪に問われることがある。

#### 【参考】

#### ○大審院大正13年3月4日判決

「死体の埋葬とは、死者の遺骸を一定の墳墓に収容し、其の死後安静する場所として後人をして之を追憶紀念することを得せしむるを以て目的とするものなれば、必ずしも罪祭の儀式を営むの要なさも、道義上首背すべからざる事情の下に年に死体を土中に埋蔵放置したるが如きは、未以て埋葬と云うべからざるを以て死体を道楽したるものと云はざるを得ず。」

本条は、焼骨を埋蔵する場合を規定するにとどまるため、自己所有下の 焼骨を自宅等に保管することは本条に違反するものではない。ただし、保 管の態様によっては、第10条違反に該当する場合はある。

3 本条の規定に違反した場合は、第21条及び罰金等臨時措置法の規定により1万円以上2万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処せられることとなる(第21条の解説参照)。

#### [埋葬, 火葬又は改葬の許可]

第5条 埋葬,火葬又は改葬を行おうとする者は,厚生労働省令で

1

## 内容構成

- ◆序 説
- ◆解 説 編

第1章 総 則(第1条~第2条)

第2章 埋葬,火葬及び改葬(第3条~第9条)

第3章 墓地、納骨堂及び火葬場 (第10条~第19条)

第4章 罰

則 (第20条~第22条)

附 則

- ◆通 知 編 ※通知索引
- ◆資料編
- ◆事項索引

詳細・お申し込みはコチラ

第一法規

検索 cuck!